

第23回参議院議員通常選挙投開票結果

平成25年7月21日実施

秋田県選挙区 なかいずみ松司氏が初当選

第23回参議院議員通常選挙が7月21日、町内8か所の投票所で行われました。

即日開票の結果、秋田県選挙区では自由民主党で新人のなかいずみ松司氏が初当選しました。

本町の秋田県選挙区の投票率は61.23%で、前回より6.47ポイント低くなりました。

また、期日前投票を利用した人は1,623人と投票者総数の37.74%となりました。

秋田県選挙区選出議員選挙開票結果

候補者名	八峰町得票数	秋田県得票数
なかいずみ松司	2,187票	260,846票
松浦ダイゴ	1,687票	194,497票
佐竹良夫	285票	36,371票
西野あきら	75票	6,736票
計	4,234票	498,450票

投票総数 4,301 (有効投票数4,234 無効投票数67)

比例代表選出議員選挙開票結果

政党等の名称	八峰町得票数	秋田県得票数
自由民主党	1,803.868票	198,317.992票
民主党	630.000票	81,244.805票
公明党	614.110票	54,729.790票
日本維新の会	264.000票	61,977.855票
日本共産党	226.906票	31,894.193票
社会民主党	198.000票	17,806.000票
みんなの党	171.222票	22,574.097票
生活の党	109.010票	10,274.818票
幸福実現党	33.000票	1,697.466票
新党大地	17.000票	2,189.492票
緑の党	15.750票	2,270.265票
みどりの風	9.130票	2,253.996票
計	4,091.996票	487,230.769票

投票総数 4,300 (有効投票数4,092 無効投票数208)

※得票数は、政党等の得票と名簿登録者の得票を合わせた数です。

※小数点以下が出るのは按分票があったためです。

投票区別投票結果(秋田選挙区分)

投票区	性別	当日有権者数	投票者数	投票率
大沢	男	291	170	58.42%
	女	324	180	55.56%
	計	615	350	56.91%
石川	男	232	138	59.48%
	女	246	131	53.25%
	計	478	269	56.28%
田中	男	337	204	60.53%
	女	387	229	59.17%
	計	724	433	59.81%
水沢	男	473	296	62.58%
	女	605	358	59.17%
	計	1,078	654	60.67%
目名潟	男	332	196	59.04%
	女	366	186	50.82%
	計	698	382	54.73%
八森	男	488	334	68.44%
	女	590	392	66.44%
	計	1,078	726	67.35%
観海	男	745	472	63.36%
	女	839	550	65.55%
	計	1,584	1,022	64.52%
岩館	男	374	213	56.95%
	女	395	252	63.80%
	計	769	465	60.47%
合計	男	3,272	2,023	61.83%
	女	3,752	2,278	60.71%
	計	7,024	4,301	61.23%

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、下記の助成金を用意しています！

〈用語の定義〉

Uターン者・・・町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人（但し、在学期間は含まない）

Iターン者・・・町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

〈交付対象者〉八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

〈申請期間〉申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》

〔平成25年8月1日を基準日とした場合、平成23年7月31日以前に転入した人は〕
住民登録から2年が経過しているため申請することができません

〈返還規定〉奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額返還していただきます

定住奨励金

1. 交付額：①単身で転入した場合は 150,000 円 ②家族で転入した場合は 300,000 円
2. 交付申請：交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

〈必要な添付書類〉

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件：住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件
(以前の規定：「但し、住民登録後に購入・借用した物件に限ります。」)
2. 対象費用：定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用
・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
・家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。
3. 助成額
対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成します。(以前の規定：「但し、改修等に要した費用の額(千円未満切捨)に応じて、50万円を上限として助成します。」)
4. 交付申請：交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。
〈必要な添付書類〉
定住奨励金の「交付決定通知書」(定住奨励金の申請と同時にを行う場合は不要)、工事内容を確認できる書類(工事請負契約書、見積書)、施工箇所の写真等

※平成25年3月31日までに住民登録の届出を行った人については、以前の規定を適用します。

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録をした人
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人(卒業後5年以上町外で生活していた人は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している人(同居家族含む)等

※(以前の規定：「婚姻による住民登録を行った人」)の規定は廃止します。

平成24年4月1日以降に婚姻により住民登録をした人は交付対象となります。



■問合せ先 八峰町企画財政課企画係 ☎76-4603